

令和6年度三沢市ユニバーサルデザインタクシー導入事業費補助金交付
要綱

(令和6年4月18日)

(趣旨)

第1条 三沢市は、誰もが安心・安全で快適に利用できる交通環境整備をし、バリアフリー化を推進するため、市内タクシー事業者等が行うユニバーサルデザインタクシーの導入に要する経費について、令和6年度予算の範囲内において、当該タクシー事業者等に対し、ユニバーサルデザインタクシー導入事業費補助金（以下「補助金」という。）を交付するものとし、三沢市補助金等の交付に関する規則（昭和47年三沢市規則第15号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、この要綱の定めるところによる。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) タクシー事業者等 道路運送法（昭和26年法律第183号）第3条第1号ハに規定する一般乗用旅客自動車運送事業（福祉輸送事業限定事業者を含む。）を営業者をいう。
- (2) ユニバーサルデザインタクシー 標準仕様ユニバーサルデザインタクシー認定要領（令和2年3月31日付け国自旅第326号）に基づき国土交通大臣が認定したタクシーをいう。

(補助対象車両)

第3条 この要綱による補助金の交付対象となるユニバーサルデザインタクシー（以下「補助対象車両」という。）は、次の要件を全て満たすものとする。

- (1) 令和4年7月7日以後に新規登録（道路運送車両法（昭和26年法律第185号）第7条第1項に規定する新規登録をいう。）された車両（新規登録後に登録を抹消した中古自動車でも再登録されたものを除く。）
- (2) 電動機と内燃機関を原動機として併用する自動車でも自動車検査証にハイブリッド車であることが記載されている車両その他市長が認める環境性能を有した車両
- (3) 自動車検査証の使用の本拠位置が、三沢市内の住所である車両

- (4) 本市の他の補助金の交付を受けていない車両
- (5) 本補助金の交付を過去に受けたことがない車両
(補助対象事業者)

第4条 この要綱による補助金の交付対象となる者（以下「補助対象事業者」という。）は、次に掲げる条件を全て満たすものとする。

- (1) 補助対象事業者は、三沢市内に本社又は営業所を置くタクシー事業者等とする。

- (2) 補助対象事業者において、交付申請時に、以下のいずれかを満たす乗務員を、補助対象車両及び申請時に保有しているユニバーサルデザインタクシー1台につき、2名以上配置していること。ただし、この条件によって必要とされる乗務員が、補助対象事業者に勤務する全ての乗務員数を超える場合は、全ての乗務員が以下のいずれかを満たすものとする。

ア ユニバーサルドライバー研修推進実行委員会（一般財団法人全国福祉輸送サービス協会及び一般社団法人全国ハイヤー・タクシー連合会）が推進する「ユニバーサルドライバー研修」の修了者

イ サービス介助士の資格を有している者又はケア輸送サービス従事者研修の修了者

ウ 介護福祉士の資格を有している者又は介護職員初任者研修の修了者

エ アからウまでに掲げるもののほか、これらに類する資格を有し、又は研修を修了している者

- (3) 補助対象事業者において、前号の規定により補助対象車両に配置する全ての乗務員に対して、国土交通省通知「ユニバーサルデザインタクシーによる運送の適切な実施について」（平成30年11月8日付）に基づく研修（実車を用いた研修）を申請年度において2回以上実施すること。

- (4) 補助対象事業者が、市税を滞納していないこと。

- (5) 補助対象事業者が、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員又は暴力団関係事業者（暴力団員が実質的に経営を支配する事業者その他同条第2号に規定する暴力団又は暴力団員と密接な関係を有する事業者をいう。）でないこと。

2 前項の規定による条件は、交付申請時までには充足しなければならない。

3 補助金の申請をするものは、申請時に第1項第2号及び第3号に規定する研修の受講及び実施を証する書面を提出するものとする。

(補助対象経費)

第5条 補助金の交付の対象となる経費は、タクシー事業者等が運送事業を行う上で使用する補助対象車両本体の購入費及び当該年度中のリース料とする。

(補助金の額)

第6条 車両1台当たりの補助金の額は、30万円とする。

(補助金の交付申請)

第7条 規則第4条第1項の規定による申請書は、様式第1号によるものとし、同条第2項の規定により当該申請書に添付しなければならない書類は、別表第1のとおりとする。

(交付決定の通知)

第8条 規則第5条第1項の規定による補助金の交付の決定の通知は、様式第2号により行うものとする。

(補助金の交付の条件)

第9条 次に掲げる事項は、補助金の交付の決定がなされた場合において、規則第5条第2項の規定により付された条件となるものとする。

(1) 補助金の交付の対象となる事業（以下「補助事業」という。）が予定の期間内に完了しない場合又はこれらの遂行が困難となった場合は、速やかにその理由及び事業の遂行状況を記載した書類を市長に提出してその指示を受けること。

(2) 補助事業の状況、補助事業の経費の収支、その他補助事業に関する事項を明らかにする書類、帳簿等を備え付け、これらを当該年度の事業終了後から5年間保管し、提示を求められた場合には応じること。

(計画変更の承認)

第10条 補助事業について、次に掲げる変更をする場合は、事業変更（中止・廃止）承認申請書（様式第3号）を市長に提出するものとする。

(1) 事業主体、事業内容等の変更

(2) 補助事業の中止又は廃止

2 市長は、前項の事業変更（中止・廃止）承認申請書を受理したときは、その内容を審査し、その承認又は不承認を決定し、様式第4号により申請者に通知するものとする。

3 市長は、前項の承認に際し、必要な条件を付することができる。

（申請の取下げ）

第11条 規則第6条第1項の規定による補助金の交付の申請の取下げは、補助金の交付の決定の通知を受けた日から起算して7日を経過した日までにこれを行うものとする。

（補助金の交付の方法）

第12条 補助金の交付の方法は、精算払とする。

（実績報告書等）

第13条 規則第9条の規定による報告は、補助事業の完了の日（補助事業の廃止の承認を受けた場合はその日）から起算して30日を経過した日又は補助金の交付に係る年度の3月31日のいずれか早い期日までに、様式第5号により行うものとし、当該報告に添付しなければならない書類は、別表第2のとおりとする。

（補助金の額の確定）

第14条 市長は、前条の規定による実績報告書の提出を受けたときは、規則第10条の規定により、交付すべき補助金の額を確定し、様式第6号により通知するものとする。

（補助金の請求）

第15条 補助金の請求は、様式第7号により行い、事業終了後に確定通知書の写しを添付して行うものとする。

（補助金の交付の決定の取消し）

第16条 市長は、補助金の交付を受けた団体又は個人（以下「団体等」という。）が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、補助金の交付の決定の全部又は一部を取り消すことができる。

- (1) 補助金を補助の目的以外に使用したとき。
- (2) 補助金の交付の決定の内容又はこれに付した条件に違反したとき。
- (3) 補助事業を行う者が法令に違反する行為を行ったとき。

(4) この要綱に基づく申請書、報告書等の内容に虚偽があったとき。

(補助金の返還)

第17条 市長は、前条の規定により補助金の交付の決定の全部又は一部を取り消した場合において、当該取り消しに係る部分に関し、既に補助金が交付されているときは、様式第8号により期限を定め、団体等に対してその返還を命ずるものとする。

(財産処分の制限)

第18条 団体等は、補助金の交付を受けて導入した車両（以下「補助財産」という。）を善良な管理者の注意をもって管理し、その効率的な運用を図らなければならない。

2 団体等は、補助事業を完了した日（第8条の規定による通知受理時に補助事業が完了している場合は、通知を受理した日）から起算して5年間（以下「財産処分制限期間」という。）、市長の承認を受けないで、補助財産を補助事業の目的に反して使用、譲渡、交換、売払、廃棄、貸付、担保又は市外営業所間での流用に供すること（以下「処分等」という。）をしてはならない。

3 団体等は、財産処分制限期間内に、補助財産の処分等をしようとする場合又は事故による破損等により継続的な使用が困難となった場合は、財産処分等承認申請書（様式第9号）を市長に提出するものとする。

4 市長は、前項の財産処分等承認申請書を受理したときは、その内容を審査し、その承認又は不承認を決定し、様式第10号により申請者に通知するものとする。

5 市長は、前項の報告の対象となった補助財産について、補助の目的を達成できないと判断した場合は、団体等に対し、別に定める基準により算出した金額を返還させることができる。

附 則

この要綱は、令和6年4月19日から施行する。

別表第1（第7条関係）
申請書 添付書類一覧（写し可）

| 書類 | |
|----|---|
| 1 | 標準仕様ユニバーサルデザインタクシー認定証標準仕様ユニバーサルデザインタクシー認定証 |
| 2 | 一般乗用旅客自動車運送事業者の認可又は許可書（福祉限定許可も含む。）一般乗用旅客自動車運送事業者の認可又は許可書（福祉限定許可も含む。） |
| 3 | ユニバーサルデザインタクシーに配置する乗務員の一覧ユニバーサルデザインタクシーに配置する乗務員の一覧 |
| 4 | 上記3に記載した全乗務員の研修の修了又は資格を証する書類 |
| 5 | 上記3に記載した全ての乗務員の事業者と雇用関係にあることを証する書類（社員証等） ※ただし、上記4において、ユニバーサルドライバー研修修了証を提出した場合で、修了証に申請者と同一の事業者名の記載がある場合は提出不要。 |
| 6 | 商業・法人登記事項証明書 |
| 7 | 市民税納税証明書（指名願） ※申請受付開始日以降に発行された最新のもの |
| 8 | 【別紙】誓約書 |
| 9 | 見積書又は注文書等（本体価格及び値引き額等の費用が明記されているもの） |
| 10 | 購入車両の自動車検査証（納車済である場合）購入車両の自動車検査証（納車済である場合） |
| 11 | その他市長が必要と認める書類その他市長が必要と認める書類 |

注1：複数車両を報告する場合

上記1、9、10は車両ごと、2～8は1部のみ書類を提出すること。

別表第2（第13条関係）
実績報告書 添付書類一覧（写し可）

| 書類 | |
|----|--|
| 1 | 購入車両の自動車検査証購入車両の自動車検査証 |
| 2 | 購入車両に係る請求書 （自動車登録番号又は車両番号の記載があること。） |
| 3 | 購入車両に係る領収書 （自動車登録番号又は車両番号の記載があること。） |
| 4 | 【所有権留保ローン購入の場合】 ローンに係る契約書及び領収書 |
| 5 | 【リースの場合】 リース契約書の写し |
| 6 | 【リースの場合】 リース料金支払いに係る領収書 |
| 7 | 購入車両の写真購入車両の写真 |
| 8 | 交付決定通知書交付決定通知書 |
| 9 | 【本補助金以外に交付される補助金がある場合】 額が分かる書類 |
| 10 | ユニバーサルデザインタクシーに配置する乗務員の一覧ユニバーサルデザインタクシーに配置する乗務員の一覧 |
| 11 | 上記8に記載した全ての乗務員の研修の修了又は資格を証する書類 |
| 12 | 上記8に記載した全ての乗務員の事業者と雇用関係にあることを証する書類（社員証等） ※ただし、上記9において、ユニバーサルドライバー研修修了証を提出した場合で、修了証に申請者と同一の事業者名の記載がある場合は提出不要 |
| 13 | その他市長が必要と認める書類その他市長が必要と認める書類 |

注1：複数車両を報告する場合

上記1～7は車両ごと、8～12は1部のみ書類を提出すること。

注2：申請書で既に提出済みのものについては提出不要。

（あて先）三沢市長

住 所
団 体 名
代表者氏名
電 話 番 号

令和6年度三沢市ユニバーサルデザインタクシー導入事業費補助金
交付申請書

令和6年度三沢市ユニバーサルデザインタクシー導入事業費補助金交付要綱第7条の規定により、関係書類を添えて下記のとおり申請します。

記

- 1 補助金交付申請額（1台当たり30万円。複数台申請の場合は、申請合計額）

金 _____ 円（ _____ 台分）

- 2 担当者連絡先

| | | | |
|--------|---|------|--|
| 氏名 | | 所属部署 | |
| 住所 | 〒 | | |
| 電話番号 | | FAX | |
| e-mail | | | |

- 3 対象車両概要

| | | | |
|------|------------------|-----|----|
| 対象車両 | 車両番号 | 車種名 | 型式 |
| | 納車日・納車予定日 年 月 日 | | |
| | 本体購入価格 金 _____ 円 | | |

指 令 番 号
年 月 日

殿

三沢市長

印

令和6年度三沢市ユニバーサルデザインタクシー導入事業費補助金
交付決定通知書

年 月 日付けで申請のあった令和6年度三沢市ユニバーサルデザインタクシー導入事業費補助金の交付について、下記のとおり交付することに決定したので、令和6年度三沢市ユニバーサルデザインタクシー導入事業費補助金交付要綱第8条の規定により通知します。

記

- 1 補助対象車両及び金額は次のとおりとする。

補助対象車両

補助金額 金

円（ 台分）

（あて先）三沢市長

住 所
団 体 名
代表者氏名
電 話 番 号

令和6年度三沢市ユニバーサルデザインタクシー導入事業
変更（中止・廃止）承認申請書

年 月 日付け、三沢市指令第 号をもって補助金の交付決定を受けた
令和6年度三沢市ユニバーサルデザインタクシー導入事業について、下記のとおり変更
（中止・廃止）したいので、令和6年度三沢市ユニバーサルデザインタクシー導入事業費
補助金交付要綱第10条第1項の規定により申請します。

記

- 1 変更（中止・廃止）内容
- 2 変更（中止・廃止）する理由
- 3 その他必要な書類

様式第4号（第10条関係）

指 令 番 号
年 月 日

殿

三沢市長

印

令和6年度三沢市ユニバーサルデザインタクシー導入事業
変更（中止・廃止）承認（不承認）通知書

年 月 日付けで申請のあったことについて、承認（不承認）とすることに決定したので令和6年度三沢市ユニバーサルデザインタクシー導入事業費補助金交付要綱第10条第2項の規定により通知します。

（不承認の理由）

（あて先）三沢市長

住 所
団 体 名
代表者氏名
電 話 番 号

令和6年度三沢市ユニバーサルデザインタクシー導入事業費補助金
実績報告書

年 月 日付け、三沢市指令第 号で補助金の交付の決定の通知を受けた令和6年度三沢市ユニバーサルデザインタクシー導入事業が完了したので、令和6年度三沢市ユニバーサルデザインタクシー導入事業費補助金交付要綱第13条の規定により、関係書類を添えて下記のとおり報告します。

記

1 補助金交付予定額（複数台申請の場合は、合計額）
金 円（ 台分）

2 対象車両概要

| | | | |
|------|---------------|-----|----|
| 対象車両 | 車両番号 | 車種名 | 型式 |
| | 初度登録年月日 年 月 日 | | |
| | 本体購入価格 金 円 | | |

文 書 番 号
年 月 日

殿

三沢市長

印

令和6年度三沢市ユニバーサルデザインタクシー導入事業費補助金
確定通知書

年 月 日付けで実績報告のあった、令和6年度三沢市ユニバーサルデザインタクシー導入事業費補助金については、下記のとおり額を確定しましたので、令和6年度三沢市ユニバーサルデザインタクシー導入事業費補助金交付要綱第14条の規定により通知します。

記

- 1 補助金額
金 円（ 台分）

（あて先）三沢市長

住 所
団 体 名
代表者氏名
電 話 番 号

印

令和6年度三沢市ユニバーサルデザインタクシー導入事業費補助金
請求書

請 求 金 額 金 円

ただし、年 月 日付け、第 号で確定通知がありました補助金
として上記のとおり請求します。

1 振込先

| | | | |
|------------------|------|------|----------|
| 金融機関名 | | 店名 | 本・支店 |
| 預金種目 | 1 普通 | 2 当座 | 3 その他（ ） |
| 口座番号 | | | |
| （口座名義人の） フリガナ | | | |
| 口座名義人 | | | |

注：口座名義人は報告者に限ります。

指 令 番 号
年 月 日

殿

三沢市長

印

令和6年度三沢市ユニバーサルデザインタクシー導入事業費補助金
返還命令書

年 月 日付け、第 号で通知をした補助金（交付決定・確定）
については、令和6年度三沢市ユニバーサルデザインタクシー導入事業費補助金交付要綱
第16条の規定により当該交付決定の全部（一部）を取り消し、同要綱第17条の規定に
より補助金の返還を命ずる。

記

1 補助金返還額 _____円

| | |
|-----------------|---|
| 補助金決定額（交付決定・確定） | 円 |
| 補助金交付取消決定額 | 円 |

2 取消しの理由

3 補助金の返還期限 年 月 日

（あて先）三沢市長

住 所
団 体 名
代表者氏名
電 話 番 号

令和6年度三沢市ユニバーサルデザインタクシー導入事業費補助金
財産処分等承認申請書

令和6年度三沢市ユニバーサルデザインタクシー導入事業費補助金事業により取得した財産を、下記のとおり処分等したいので承認されるよう申請します。

記

- 1 取得財産の品目及び取得年月日
- 2 取得価格及び時価
- 3 処分等の方法（売却の場合は、売却先及び売却価格を記載すること。）
- 4 処分等の理由

様式第10号（第18条関係）

指 令 番 号
年 月 日

殿

三沢市長 印

令和6年度三沢市ユニバーサルデザインタクシー導入事業
財産処分等承認（不承認）通知書

年 月 日付けで申請のあったことについて、承認（不承認）とする
ことに決定したので令和6年度三沢市ユニバーサルデザインタクシー導入事業費補助
金交付要綱第18条第4項の規定により通知します。

（不承認の理由）

【別紙】

誓約書

令和6年度三沢市ユニバーサルデザインタクシー導入事業費補助金の申請にあたり、以下の事項を含め、令和6年度三沢市ユニバーサルデザインタクシー導入事業費補助金交付要綱（以下「交付要綱」という。）に従っていることを、誓約します。この誓約が虚偽であり、又はこの誓約に反したことにより、当方が不利益を被ることとなっても、異議は一切申し立てません。

1. 補助対象車両は、令和4年7月7日以後に、新規登録（道路運送車両法（昭和26年法律第185号）第7条第1項に規定する新規登録をいう。）された車両（新規登録後に登録を抹消した中古自動車で再登録されたものを除く。）であること
2. 補助対象車両は、標準仕様ユニバーサルデザインタクシー認定要領に基づき国土交通省が認定したタクシー車両であり、電動機と内燃機関を原動機として併用する自動車であり、自動車検査証にハイブリッド車であることが記載されている車両その他市長が認める環境性能を有した車両であること
3. 補助対象車両は、自動車検査証の使用の本拠位置が、三沢市内の住所である車両であること
4. 補助対象車両は、本市の他の補助金の交付を受けていない車両であること
5. 補助対象車両は、本補助金の交付を過去に受けたことがない車両であること
6. 申請者は、三沢市内に本社又は営業所を置く事業者であること
7. 申請者は、補助対象車両及び申請時に保有しているユニバーサルデザインタクシー1台につき、要綱に規定された条件を満たす乗務員を2名以上配置していること
8. 申請者は、交付要綱第4条第1項第3号の規定により補助対象車両に配置する全ての乗務員に対して、国土交通省通知「ユニバーサルデザインタクシーによる運送の適切な実施について」（平成30年11月8日付）に基づく研修（実車を用いた研修）を申請年度において2回以上実施すること
9. 申請者は、市税を滞納していないこと
10. 申請者は、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員又は暴力団関係事業者（暴力団員が実質的に経営を支配する事業者その他同条第2号に規定する暴力団又は暴力団員と密接な関係を有する事業者をいう。）でないこと
11. 申請者は、補助事業が予定の期間内に完了しない場合又はこれらの遂行が困難となった場合は、速やかにその理由及び事業の遂行状況を記載した書類を市長に提出してその指示を受けること
12. 申請者は、補助事業の状況、補助事業の経費の収支、その他補助事業に関する事項を明らかにする書類、帳簿等を備え付け、これらを当該年度の事業終了後から5年間保管しておくこと
13. 申請者は、交付要綱第16条の規定により補助金の交付の決定の全部又は一部を取り消した場合において、当該取り消しに係る部分に関し、既に補助金が交付されているときは、補助金の返還等を行うこと
14. 申請者は、補助財産を善良な管理者の注意をもって管理し、その効率的な運用を図ること

15. 申請者は、補助事業を完了した日から起算して5年間、市長の承認を受けないで、補助財産を補助事業の目的に反して処分しないこと
16. 申請者は、財産処分制限期間内に、補助財産を処分しようとする場合又は事故による破損等により継続的な使用が困難となった場合は、財産処分等承認申請書（様式第9号）を市長に提出し、その承認を受けること。
17. 市長は、前項の財産処分等承認申請書を受理したときは、その内容を審査し、その承認又は不承認を決定し、様式第10号により申請者に通知するものとする。
18. 申請者は、交付要綱第18条第3項で報告の対象となった補助財産について、補助の目的を達成できないと市長が判断した場合は、別に定める基準により算出した補助金の返還をすること
19. 必須入力事項や提出書類等の内容が虚偽でないこと

年 月 日

(あて先) 三沢市長

住所 _____

名称 _____

代表者名 (自署) _____